消防機関によるストーブ (ペレットストーブ (薪式)) の査察について

「防火対象物で使用するペレットストーブに対する消防機関の査察について」に記載する火気 使用設備等のストーブ(ペレットストーブ(薪式))に対する消防機関の査察は、次の項目につい て行われます。

1 位 置

(1)火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から 次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防(署)長が認める距離以上の距離 であること。

別表に掲げる距離

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成 14 年消防庁告示第 1号)により得られる距離

- (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのないこと。
- (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのないこと。
- (4)階段、避難口等の付近で避難の支障とならないこと。
- (5)燃焼に必要な空気を取り入れることができること。
- (6)有効な換気を行うことができること。
- (7)屋内に設けたものは、土間又は不燃材料(金属以外のもの)で造った床上であること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合で防火上有効な措置をしたときは、この限りではない。

2 構造

- (1)使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は不燃材料であること。
- (2)地震等で、容易に転倒し、亀裂し、又は破損しないこと。
- (3)表面温度が過度に上昇しないこと。
- (4)屋外に設けたものは、風雨等で口火及びバーナーの火が消えないような措置がされている こと。
- (5)固体燃料を使用するものには、不燃材料で造ったたき殻受けが付設されていること。
- (6)付属する煙突については、「煙突の査察」による。
- (7)燃料別による構造等については、それぞれ次による。

薪、石炭その他の固体燃料を使用するものは、「固体燃料を使用する設備の構造等の査察」による。

略

略

略

3 管 理

(1)ストーブの周囲は、常に整理及び清掃され、燃料その他の可燃物が放置されていないこと。

- (2)ストーブ及びその付属設備は、必要な点検及び整理が行われ、火災予防上有効に保持されていること。
- (3)本来の使用燃料以外の燃料が使用されていないこと。
- (4)燃料の性質等で異常燃焼を生ずるおそれのあるものは、使用中監視人が置かれていること。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置をしたときは、この限りでない。
- (5)燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置がされていること。

4 準 用

略

別 表(抜粋)

区分	種類		距 離(cm)			
		入力	上方	側方	前方	後方
上記に分類されないもの(固体燃料)		-	150	100	150	100